

社会福祉施策に関する提言

社会福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

(1) 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

特に、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

なお、制度の見直しに当たっては、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、事務負担の軽減、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

(2) 医療扶助費については、生活保護費全体の約半分を占める状況にあり、今後も増加が見込まれることから、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、都市自治体の意見を十分に踏まえ、医療保険制度全体のあり方を含め、その適正化について検討すること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。

また、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

(4) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(5) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有要件を緩和すること。

(6) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者に係る障害基礎年金の受給権の有無による不均衡が生じないよう制度を改めること。

(7) 冷房器具の購入等に要する費用について、すべての被保護世帯が支給対象となるよう制度を改めること。

また、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を扶助する「夏季加算」を創設すること。

- (8) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分等について、財政支援措置を講じること。
- (9) 生活保護制度において、サービス付き高齢者住宅等の施設を居住地特例の対象とすること。

2. 生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度について、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、これまでの必須事業に対する国の負担割合と同様の措置を講じない限り、事業の義務化は行わないこと。

3. 生活福祉資金貸付制度について、十分な財政措置を講じること。

4. 家計・生活支援の観点から住民に支給する給付金等については、生活保護の認定等に影響のないよう配慮すること。

5. 民生委員・児童委員制度について、委員報酬の有償化、活動費の変更等の処遇改善を行うとともに、年齢要件の見直しなど、民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境の整備に必要な措置を講じること。

また、民生委員・児童委員の果たす役割について、積極的な啓発活動を行うこと。

6. 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金について、すべての戦没者慰霊碑及びその周辺設備の改修等を補助の対象とすること。

7. 困難な問題を抱える女性への支援を充実させるため、婦人相談員の確保に当たっては、十分な財政措置を講じること。

8. 生計困難者が無料または低額な料金で調剤を受けられるよう、院外処方を担当する薬局についても第二種社会福祉事業の対象とすること。
9. 多機関協働事業等の円滑な推進を図るため、補助基本額の見直しを行うこと。
10. 「生理的貧困」について、自治体間において支援の地域差が生じないように、国として必要な支援策を継続的に講じること。
11. 墓地、埋葬等に関する法律に基づき、身寄りのない独居死亡人の葬祭を執行した際に生じる事務費用について、財政支援を講じること。
12. 物価高騰対策関係について
原油価格・物価高騰等に直面する生活困窮者に対し、継続して支援を行うこと。